

刑事判例研究 (5)

中央大学刑事判例研究会

有料登山ツアーにおいて、天候悪化のため、登山道上で女性登山客五名を追従、歩行ができない状態に陥らせ、そのうち四名を低体温症により死亡させるに至った遭難事故について、同ツアーを企画、主催し、登山客らを引率していた被告人に業務上過失致死罪の成立を認め、原判決を是認した事例

谷 井 悟 司

〔平成二七年(う)第一〇一七号、業務上過失致死被告事件、東京高裁平成二七年一〇月三〇日判決、判タ一四二二号一四六頁〕

【事実の概要】

被告人は、社団法人甲協会(当時)が認定する「上級登攀ガイド」の資格を備え、山岳ガイドの業務に従事していた者であり、北アルプスを縦走する五泊六日の有料登山ツアーを企画、主催した。

同ツアーにおいて、被告人は、その参加者であった当時五三歳から六七歳までの女性登山客五名を引率し、山岳ガイド見習い一名を随行させ、登山一日目の行程として、平成一八年一〇月七日午前五時過ぎ頃、降雨の中、祖母谷温泉山小屋から長野県北安曇郡白馬村内の白馬岳山頂直下の白馬山荘を目指して登山を開始した。被告人らは、午前一〇時一五分頃、不帰岳山頂直下の避難小屋を経由し、高度二〇〇〇メートルから二五〇〇メートルになる清水尾根に向かった。ところが、清水尾根の途中からは樹木帯や避難小屋のない稜線上を進行することとなり、その登山道上で天候が悪化したため、登山客らは強風、みぞれ、吹雪等にさらされて追従、歩行ができない状態に陥り、そのうち四名が低体温症により死亡した。

なお、本件登山の前日には温帯低気圧の北上を告げる天気情報が出ていたこと、低気圧が北上し冬型の気圧配置になると北アルプスでは一〇月上旬であっても吹雪ないし猛吹雪となることが予想されたこと、参加していた登山客の中には防寒着を携帯していない者がいたことなどがそれぞれ認められた。

以上の事実関係につき、被告人は業務上過失致死罪で起訴された。

原判決（長野地裁松本支判平成二七年四月二〇日LEX/DB35506312）は、まず、予見可能性について、「特定の構成要件の結果及びその結果の発生に至る因果的経過を予見する必要があるものの、現実の因果的経過を逐一予見することまでの必要はなく、ある程度抽象化された因果的経過を予見することが可能であれば十分といえる」と判示した上で、本件においては、「温帯低気圧が発達しながら北上し、冬型の気圧配置になること、その気圧配置になれば、清水尾根の途中以降、天気が悪化し、被害者らが強風、みぞれ、吹雪等にさらされるおそれがあること、そのおそれが現実化すると、登山客らは体温を奪われて凍死（低体温症により死亡）する可能性があること、という程度のもので足りる」とした。そして、上記内容の予見可能性が認められることを前提に、被告人には、遅くとも清水尾根の途中において、その後の本件登山を中止し不帰岳山頂直下の避難小屋に引き返すなどして登山客の生命・身体の安全を確保し、遭難事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務およびその違反があったとして、業務上過失致死罪の成立を肯定した。

これに対して被告人が控訴した。

【判決要旨】

控訴棄却。

「本件遭難事故は、本件有料登山ツアーを企画、主催し、山岳ガイドとして登山客らを引率していた被告人が、本件登山を続行する中で天候の悪化に見舞われて発生したものであるから、登山客を引率して登山を続行した被告人の行為が遭難事故の原因となったものといえる。このような被告人に対して過失責任を問うためには、普通に注意をしていれば天候の悪化による遭難事故の発生を予見することができたにもかかわらず、必要な注意を欠いてその予見をせずに登山を続行した、といえることが必要と考えられる。そして、遭難事故となる危険性のあるような天候の悪化が予見できれば、遭難事故を避けるために登山を中止することが期待できるのであるから、過失判断の前提としての予見の内容としては、『遭難事故となる危険性のあるような天候の悪化の可能性』で足り、それ以上に『現に生じたような著しい天候の悪化の可能性』は予見の対象とならないといふべきである」。

結果回避義務に関しては、「本件における結果の予見可能性が既に判示した内容で認められる以上、被告人には、遅くとも、被害者らの生命、身体に対する危険を生ずる結果を回避することが可能であったと認められる清水尾根の途中において、本件登山を中止して不帰岳山頂直下の避難小屋に引き返すなどの対応をとる義務があったものといふべきである」。

【研究】

1 問題の所在

本件において争点となったのは、第一に、被告人に、登山客らの凍死という結果に関する予見可能性が認められる

のか、そして第二に、被告人に、遅くとも清水尾根の途中において本件登山を中止し避難小屋に引き返すなどの対応をとるべき結果回避義務が存在したのか、という点である。そこで、以下では、これらの点に関する本判決の各判断について、予見可能性の対象となる因果経過の基本的部分の意義、ならびに、結果回避義務としての登山中止義務の発生条件や発生時期を分析の軸として検討を加える。

2 予見可能性

(1) 予見可能性の対象と本判決の論理

原判決によれば、予見可能性の対象は「特定の構成要件の結果及びその結果の発生に至る因果的経過」であり、現実の因果的経過を逐一予見することまでの必要はなく、ある程度抽象化された因果的経過を予見することが可能であれば十分とされ、本判決もこれを是認しているものといえる。

このような理解に従った場合、結果発生に至る因果経過の基本的部分の抽象化の程度いかんによって、予見可能性の肯定される範囲に差異が生じることから、とりわけ、予見可能性の対象となる因果経過の基本的部分をどのように捉えるのが、予見可能性の判断にとって重要となる⁽¹⁾。

この点につき、本判決は、「遭難事故となる危険性のあるような天候の悪化が予見できれば、遭難事故を避けるために登山を中止することが期待できるのであるから、過失判断の前提としての予見の内容としては、『遭難事故となる危険性のあるような天候の悪化の可能性』で足り、それ以上に『現に生じたような著しい天候の悪化の可能性』は予見の対象とならないといふべきである」旨判示して、「遭難事故となる危険性のあるような天候の悪化の可能性」

を因果経過の基本的部分として捉えているものとみられる。

以下では、このような本判決における予見可能性の対象、とりわけ、結果発生に至る因果経過の基本的部分の捉え方を分析する。

(2) 関連判例

まず、予見可能性の対象が問題となった関連判例として、そのリーディングケースとも呼ぶべき札幌高判昭和五一年三月一八日高刑集二九卷一号七八頁（北大電気メス事件）が挙げられよう。ここでは、予見可能性の対象となる因果経過の基本的部分としては、交互誤接続がなされれば、電流状態に異常を来し、その作用により傷害を被るおそれがあることで足りるとされた。⁽²⁾

次に、大阪高判昭和五一年五月二五日判タ三四一号一四七頁（ハイドロプレーニング現象事件）では、予見可能性の対象としては、ハイドロプレーニング現象の名称や正確な内容は含まれないものの、ハンドル操作によっては進路を立て直すことができないほどの極度に滑りやすい状態のありうる必要があるとあって、単に滑りやすい状態のもとで死傷事故が発生することの予見可能性では足りないとされた。

そして、最決平成二二年二月二〇日刑集五四卷九号一〇九五頁（近鉄生駒トンネル火災事件）では、炭化伝導路が形成される経過を具体的に予見することはできなかったとしても、誘起電流が大地に流されずに本来流れるべきでない部分に長期間にわたり流れ続けることによって火災の発生に至る可能性のあることが予見できれば十分であるとされた。

さらに、最決平成二二年二月七日刑集六三卷一〇二六四一頁（明石市砂浜埋没事件第一次上告審）では、現場付近

の砂浜において防砂板の破損により砂が吸出され陥没が発生する可能性があることが予見できれば足りるとされた。

以上みてきたように、これらの判例・裁判例は、いずれも、結果発生 of 具体的な予見可能性を要するとした上で、そのためには、結果および因果経過の基本的部分に関する予見可能性で足りるのであって、結果発生に至る現実の因果経過の細部にわたって予見可能である必要はないとする理解を示したものとみられるが、あくまで、⁽³⁾ 具体的事案について予見可能性の有無を判断したにとどまり、因果関係の基本的部分に関する何らかの一般的な判断基準を示した⁽⁴⁾ ものではないといえる。

もつとも、予見可能性の対象となる因果経過の基本的部分の捉え方を考察する上で共通するいくつかの着眼点を抽出することは可能であるように思われる。

まず、結果発生に至る因果経過の基本的部分の予見可能性は、結果の予見可能性を判断するための考慮事情として、さら⁽⁵⁾に言えば、結果の予見可能性が具体的なものであったことを担保するために用いられている点である。結果発生は、一定の因果経過をたどって発生するものであり、特定の結果発生について具体的な予見可能性を肯定するためには、当該結果発生に至る一定の因果経過について予見可能であることが必要となる⁽⁶⁾。さもなければ、何らかの理由により結果発生することが予見可能であったといっても、それは、危惧感・不安感に他ならないといえる。このことは、北大電気メス事件や近鉄生駒トンネル火災事件、明石市砂浜埋没事件第一次上告審でみられるように、科学的には⁽⁷⁾ 解明されていない未知の危険ともいべき事情が予見不可能であっても、通常人であれば結果発生を予見することが可能となる程度に具体的な事象の経過が予見可能であれば足りるとされていることから明らかである⁽⁷⁾。

次に、このような基本的部分の予見可能性は、結果回避義務として要求される具体的措置に出ることを動機づける

ものとしても捉えられている点である。⁽⁸⁾より具体的にいえば、結果に至る因果経過が予見可能であることによって、そのような因果経過に対応した結果回避措置が設定され、当該措置をとるべき結果回避義務を履行することが行為者に動機づけられるのである。このことは、例えば、ハイドロプレーニング現象事件において、「過失犯は、行為者に予見し得る事態に対応した回避措置をとらせることに意義があること、及びそのことから予見可能性の対象となる事態も漠然としたものではならず、行為者のおかれた立場において、結果発生の回避手段をとり得る程度の具体的内容をもったものでなければならない」と指摘されていることからもうかがえる。

このように、裁判実務において、予見可能性の対象となる結果に至る因果経過の基本的部分は、これら二つの観点から要求・把握されているものと思われる。

(3) 因果経過の基本的部分

以上の分析を前提に、以下では、予見可能性に関する本判決の判示部分について検討を加える。本判決は、まず、具体的な判断に先立ち、「本件遭難事故は、本件有料登山ツアーを企画、主催し、山岳ガイドとして登山客らを引率していた被告人が、本件登山を続行する中で天候の悪化に見舞われて発生したものであるから、登山客を引率して登山を続行した被告人の行為が遭難事故の原因となったものといえる」として、登山客らの死亡結果の原因が、登山客を引率して登山を続行した被告人の行為であることを示している。そして、「このような被告人に対して過失責任を問うためには、普通に注意をしていれば天候の悪化による遭難事故の発生を予見することができたにもかかわらず、必要な注意を欠いてその予見をせずに登山を続行した、といえることが必要と考えられる」旨判示しているが、これは、過失結果犯の成立には、過失行為、すなわち、注意義務違反行為を原因として結果が発生したことが必要である

という一般的な理解にかんがみ、先に述べた本件結果の原因たる被告人の登山続行行為が注意義務違反行為といえなければならぬことを示したものとみられる。それとともに、ここでは、天候の悪化による遭難事故の発生が予見可能性の対象となることが端的に示されている。

その上で、本判決は、「遭難事故となる危険性のあるような天候の悪化が予見できれば、遭難事故を避けるために登山を中止することが期待できるのであるから、過失判断の前提としての予見の内容としては、『遭難事故となる危険性のあるような天候の悪化の可能性』で足り、それ以上に『現に生じたような著しい天候の悪化の可能性』は予見の対象とならないというべきである」として、予見可能性の対象となる事実をより具体的に述べている。これは、原判決と同じく、予見可能性の対象となる因果経過の基本的部分としては、遭難事故となる危険性のあるような天候の悪化の可能性、すなわち、温帯低気圧の発達・北上にともない冬型の気圧配置となることで、天候が悪化し、登山客らが強風・みぞれ・吹雪等にさらされて、追従・歩行が困難となり、低体温症により凍死することで足りる旨判示したものと見られる。

このような本判決における因果経過の基本的部分の捉え方は、先にみた、二つの点から説明されよう。すなわち、結果に関する具体的予見可能性の担保という点からみると、「遭難事故となる危険性のあるような天候の悪化の可能性」が予見可能であれば、かりに「現に生じたような著しい天候の悪化の可能性」について予見することができなくとも、登山客らが死亡するに至るような遭難事故の発生、すなわち、結果に関しても具体的に予見可能であるといえる。そして、結果回避義務として要求される具体的措置の動機づけという点からみると、「遭難事故となる危険性のあるような天候の悪化の可能性」が予見可能であれば、より具体的には、天候の悪化に伴いそれ以上の追従・歩行が困難

となり、登山客らが低体温症により死亡する遭難事故が生じうることが予見可能であれば、かりに「現に生じたような著しい天候の悪化の可能性」について予見することができなくとも、後述するように、結果回避義務として、遅くとも清水尾根の途中において、本件登山を中止して不帰岳山頂直下の避難小屋に引き返すなどの具体的措置をとることが被告人に対して動機づけられるものといえる。このような考慮がなされたことは、本判決が「遭難事故となる危険性のあるような天候の悪化が予見できれば、遭難事故を避けるために登山を中止することが期待できる」旨判示していることから裏づけられよう。

このように、本判決における因果経過の基本的部分の捉え方は、結果に関する具体的予見可能性の担保と、結果回避義務として要求される具体的措置の動機づけという二つの観点から説明することができるのであり、従来の裁判実務の理解とも整合するものといえる。

3 結果回避義務

(1) 本判決の論理と分析の視座

本判決は、「本件における結果の予見可能性が既に判示した内容で認められる以上：被告人には、遅くとも、被害者らの生命、身体に対する危険を生ずる結果を回避することが可能であったと認められる清水尾根の途中において、本件登山を中止して不帰岳山頂直下の避難小屋に引き返すなどの対応をとる義務があったものといふべきである」として、上述した予見可能性の存在を前提に、被告人には、遅くとも清水尾根の途中での登山中止義務が課される旨判示している。

他方、弁護人は、清水尾根の途中である清水岳山頂直下に至るまでには登山の続行が困難な状況はなく、その後雨が雪に変化したときも生命、身体に危険が及ぶような状態ではなかった、そして、登山客らの中には防寒着を携帯していた者もあり、そもそも、それなりの登山経験があつた登山客には、被告人の指示や注意の有無にかかわらず、気温の低下や天候の変化をみながら、適宜着衣を調整することが期待できたとして、被告人にはこのような登山中止義務はなかつた旨主張していた。これは、本件登山にあたり、清水尾根の途中までは登山客らが凍死する危険が認められなかつた、そして、本件遭難事故を防止する責任はすべて被告人にあつたのではなく、登山客ら自身もその責任を負つていた旨主張したものと解されるところ、そもそも、遅くとも清水尾根の途中までという特定の時点において本件登山の実施を中止すべき結果回避義務が生じるとされたのはなぜなのか。以下では、結果回避義務の具体的内容として本件登山の中止以外の措置が選択される可能性や、登山中止義務の発生条件・発生時期について、本判決の判断を分析する。

(2) 類似判例

この点、山岳の遭難事故における引率者の業務上過失致死傷罪の成否に関して判断した類似判例としては、高校山岳部による朝日連峰での春山合宿訓練中に発生した遭難事故について、引率した同部顧問の高校教諭の責任が問われたものの、過失が否定され無罪となつた山形地判昭和四九年四月二四日判タ三〇八号一五一頁、雪上散策ツアー中に発生した雪崩による遭難事故について、引率したツアーガイド二名の責任が問われ、それが肯定され有罪となつた札幌地裁小樽支判平成一二年三月二二日判時一七二七号一七二頁、羊蹄山等での有料登山ツアー中に発生した遭難事故について、引率したツアー添乗員の責任が問われ、それが肯定され有罪となつた札幌地判平成一六年三月一七日期裁判

所ウェブサイトに挙げられる。

これらはいずれも、山岳の遭難事故における引率者の注意義務を検討するにあたり、天気の状態や、現場の地理的状況・積雪状況、そして、登山に関する被害者の知識・経験などを考慮している。とりわけ、本判決と同じく登山中止義務が問題となった山形地判昭和四九年四月二四日では、天気の状態や現場の地理的状況からすると、登山を中止し避難小屋に引き返す方がそのまま前進して次の避難小屋に向かうよりも安全であったとは到底いえないとして、同義務が否定された。このように、裁判実務上、登山を継続することが危険であることが登山中止義務を認定する際の考慮要素の一つとして理解されているものとみられるが、そのような事情のみで登山中止義務の発生を統一的に説明することが可能であるかは、判例の集積もなく、なお検討の余地が残るものといえよう。

(3) 結果回避義務としての登山中止義務

そこで、以下では、本判決が結果回避義務を肯定した判示部分について検討を加える。まず、本判決は、結果回避義務として、「遅くとも、清水尾根の途中において、本件登山を中止して不帰岳山頂直下の避難小屋に引き返すなどの対応をとる義務」、すなわち、登山中止義務を想定している。

この点、本判決中では、「山岳ガイドには、登山客の服装、装備について絶えずチェックし、暑さ、寒さの程度や天候の変化の見込みに応じて脱ぎ着を指示し、確認することが求められる」とされており、このような服装・装備の指示・確認義務を結果回避義務として捉えることも考えられるが、参加していた登山客の中には防寒着を携帯していない者がいたことに照らすと、本件登山開始後であれば、このような措置をとったとしても、いずれにせよ登山道上での本件遭難事故の防止には繋がらなかったであろう。また、本件登山開始前に関していえば、たとえ当該措置を怠っ

たとしても、その後、本件登山を中止していれば遭難事故は回避できた以上、服装・装備の指示・確認義務それ自体を、その違反が結果発生の原因となる結果回避義務として観念する必要はあまりないように思われる。このことは、「登山客を引率して登山を続行した被告人の行為が遭難事故の原因となったものといえる」という本件判示からも裏づけられよう。むしろ、服装・装備の指示・確認義務に関する当該判示部分は、登山経験があつた登山客には気温の低下や天候の変化をみながら、適宜着衣を調整することが期待できたのであつて、本件遭難事故を防止する責任はすべて被告人にあつたのではなく、登山客ら自身もその責任を負つていた旨主張する弁護人の所論に依じて、なお被告人に本件遭難事故を防止するための登山中止義務が認められることに変わりはない旨確認したものとみるべきであらう。

(4) 登山中止義務の発生条件

次に、登山中止義務がいかなる条件のもとで発生するのかという点について、本判決は、「本件における結果の予見可能性が既に判示した内容で認められる以上」、被告人には登山中止義務があつた旨判示している。この点をみれば、先に述べた予見可能性が認められること、すなわち、判文の表現を借りれば、「本州南岸の温帯低気圧が発達を続けながらゆっくりと北上することによって、本州付近が冬型の気圧配置になり、天候が悪化し、本件登山コース上で、登山客らが強風、みぞれ、吹雪等にさらされ、低体温症に陥つて、追従、歩行が困難となり、遭難事故により死亡するに至る危険を予見することは可能であつた」ことを登山中止義務の発生条件として挙げたものといえよう。これは、登山中止義務を肯定するにあたっては、まず、登山を続行した場合には登山客らが低体温症により死亡する危険が存在することを前提に、このような結果発生の危険に関する予見可能性が必要であることを示したものとみられる。そして、これに加えて、本判決が是認する原判決によれば、「清水水岳山頂直下までの時点であれば、登山客らに

において不帰岳の避難小屋まで引き返すだけの気力及び体力が残っていたこと…清水尾根の途中から不帰岳の避難小屋までは下りで所要時間も短く、樹林帯で風雨を遮ってくれること…に照らすと、本件登山を中止して清水尾根の途中から不帰岳の避難小屋に引き返すなどの対応をとっていれば、被害者らが強風、みぞれ、吹雪等にさらされ、体温を奪われて低体温症で死亡することはなかったといえることができる」こと、すなわち、結果回避可能性が認められることも、登山中止義務の発生条件として挙げられており、本判決も「被害者らの生命、身体に対する危険を生ずる結果を回避することが可能であったと認められる清水尾根の途中において」本件登山を中止すべきであったとして、同様の理解を前提としているものと思われる。それゆえ、本判決は、結果発生の危険が存在することを前提に、予見可能性と結果回避可能性の存在を条件として、登山中止義務の発生を肯定したものと解される。

なお、この点、弁護人は、清水尾根の途中である清水岳山頂直下に至るまでには登山の続行が困難な状況はなく、その後雨が雪に変化したときも生命、身体に危険が及ぶような状態ではなかったこと、そして、登山客らの中には防寒着を携帯していた者がいたことを指摘している。もともと、本判決が主張するように、防寒着を携帯していてもこれを着用しなければ防寒の用をなさないのであり、また、稜線上などで風雨にさらされながら着替えを行うことは困難であって、それまでに登山客らが防寒着を着用することはなかった以上、なお遭難事故の危険が存在すること、そして、清水尾根の途中までの状況が良好であっても、その後の遭難事故の危険には変わりないことに照らせば、先に述べた予見可能性が否定されることはなく、弁護人が指摘した事実は登山中止義務の発生に影響するものではないと判断されたものと思われる。

(5) 登山中止義務の発生時期

さらに、登山中止義務の発生時期に関して、本判決は、「遅くとも、被害者らの生命、身体に対する危険を生ずる結果を回避することが可能であったと認められる清水尾根の途中において」本件登山を中止して不帰岳山頂直下の避難小屋に引き返すべきであったとしている。これは、先に述べた登山中止義務の発生条件である予見可能性と結果回避可能性の認められる時期が「清水尾根の途中」であったとされたことによるものと解される。

この点、これより遅い時期、すなわち、清水尾根の途中から目的地であった白馬山荘までのいずれかの時点について考えてみると、登山客らの体力や、防寒着を着用できなくなること、天候がさらに悪化すること、清水尾根の途中からは樹木帯や避難小屋のない稜線上を進行する登山コースとなることなどに照らすと、もはや結果回避可能性が認められなくなり、登山中止義務を肯定することはできないであろう。これに対して、これより早い時期、すなわち、登山ツアーが企画・主催された時点、あるいは、本件ツアーが開始されてから清水尾根の途中までのいずれかの時点について考えてみると、まず、前者の企画・主催の時点に関していえば、「遭難事故となる危険性のあるような天候の悪化の可能性」に関する予見可能性がまだ認められないとして、登山中止義務の発生は否定されよう。他方で、後者の本件ツアーが開始されてから清水尾根の途中までの時点に関していえば、確かに何らかの形で予見可能性と結果回避可能性はいずれも認められるように思われるが、かりにそうだとしても、その時点では遭難事故となる危険性はいまだ現実的なものとなっておらず、それに伴い、その時点で遭難事故が発生することの予見可能性もまた抽象的なものにとどまっていたとして、このような危険を防止すべき登山中止義務の発生を肯定することは困難となろう。あるいは、その時点では、途中の避難小屋で適宜休憩をとりつつ天気の状態や登山客らの体調を確認しながら前進行

するとといった本件登山の中止以外の結果回避措置をとることもまた可能であるから、登山中止義務を肯定する必要はないともいえる。これら一連の判断は、結果の発生から時系列を遡って予見可能性と結果回避可能性とが共に認められる時点で過失を認める理解からも裏づけられよう。⁹⁾ このような理解からすれば、結果の発生から時系列を遡って最初に予見可能性と結果回避可能性とが共に認められる「清水尾根の途中」で登山中止義務が認められる以上、それより時系列を遡った時点について検討する必要はない。

以上のような考慮から、本判決は、結果回避義務として、「遅くとも、被害者らの生命、身体に対する危険を生ずる結果を回避することが可能であったと認められる清水尾根の途中において、本件登山を中止して不帰岳山頂直下の避難小屋に引き返すなどの対応をとる義務」を認定したものと解される。

4 本判決の意義とその射程

まず、本判決は、遭難事故に関して山岳ガイドの過失責任を肯定した事案であり、そもそも類似する事案の数が少ないことから、山岳の遭難事故において引率者の過失責任を考える上で参考になる貴重な一事例といえよう。

また、本判決は、予見可能性の対象について従来の方の考え方を踏襲したものと認められ、これまでの予見可能性判断に一事例を付け加えたものではあるが、予見可能性が肯定される範囲を直接的に左右しうる因果経過の基本的部分の捉え方の問題を考える上で、参考になるものと思われる。

さらに、本判決における結果回避義務の判断は、発生時期や内容が異なる結果回避義務を複数想定しうる事案について、行為者がとるべき結果回避措置を具体的に認定する上で、少なからぬ意義を有するものと思われる。

- (1) 朝山芳史「判解」最高裁判所判例解説刑事篇平成二二年度(二〇〇三年)三一一頁以下。
 - (2) もっとも、このような因果経過の基本的部分の捉え方はあまりに抽象的すぎるとして、予見可能性を肯定した結論には批判も少なくない。例えば、松宮孝明『刑事過失論の研究(補正版)』(成文堂、二〇〇四年)二六〇頁など。
 - (3) 大塚裕史「予見可能性論の動向と予見可能性の判断構造」『川端博先生古稀記念論文集(上巻)』(成文堂、二〇一四年)三二二頁。なお、同様の理解は、これらの判例・裁判例以前にもみられる。例えば、西川潔「判解」最高裁判所判例解説刑事篇昭和四二年度(一九七三年)一三二頁など。
 - (4) 森岡茂「判解」最高裁判所判例解説刑事篇昭和五七年度(一九八六年)三二〇頁、朝山・前掲注(1)三〇三頁。
 - (5) 北川佳世子「過失犯をめぐる最近の最高裁判例について」『刑事法ジャーナル』二八号(二〇一一年)六頁。
 - (6) 山中敬一「過失犯における因果経過の予見可能性について(1)―因果関係の錯誤の問題をも含めて―」『関西大学法学論集』二九卷一号(一九七九年)二八頁以下、大塚・前掲注(3)三二二頁以下。
 - (7) 例えば、明石市砂浜埋没事件第一次上告審に関して、北川佳世子「判批」判例時報二二三九号(二〇二二年)一八四頁。
 - (8) 山本紘之「判批」『刑事法ジャーナル』二三号(二〇一〇年)八〇頁以下。
 - (9) 例えば、井田良『講義刑法学・総論』(有斐閣、二〇〇八年)一九六頁以下など。
- 〔附記〕 本稿脱稿後、本判決の評釈として、山本紘之「判批」『刑事法ジャーナル』四九号(二〇一六年)一七九頁に接した。山本評釈は、予見可能性の内容について、具体的予見可能性を担保しうるだけの内実を肯定できるかが問題となっているのであって、現実が生じた因果経過が予見不可能であっても、構成要件の結果の発生を連想させる事実が予見可能であれば足りるとする点で(一八二頁)、本稿の分析と理解を同じくするものと思われる。その上で、山本評釈はさらに、予見可能性の具体的認定方法について検討を加えており、予見可能な危険が明示されることによつて、果たすべき注意義務が明らかになることに鑑みれば、避難小屋に引き返す義務を課すためには、「予見可能な範囲内で天候が悪化した場合にあって、次の避難場所に、辿り着くことが不可能である」と予測できたのか(原著者傍点)が認定されるべきであったところ、この点に関する本判決の説示はやや説明不足の感を否めないと指摘している(一八三頁)。